

## ポテンシャルコーチ認定試験 受験要項

### 1. 資格認定試験制度の目的

- (1) コーチングを行うために必要な知識、スキル、人間力等の能力を判定して資格を付与することで、クライアントが安心してコーチングを受けられるようにすること
- (2) 資格取得者の社会的信頼性を高め、活発なコーチング活動を推進すること
- (3) コーチを価値ある職業の一つとして社会に定着させること

### 2. 試験の実施

- (1) 学科試験は当協会が認定するコーチ所属校（以下、「所属校」という）にて随時行う
- (2) 実技試験は毎年 2 回以上コーチングアカデミー名古屋校及び東京校にて行うただし、申し込み人数が多い場合、他会場にて行う場合がある

### 3. 受験資格

- (1) 所属校の Stage 1、又はポテンシャルコーチ資格取得対策講座、又は初級並びに中級コース 1～10 単元のカリキュラムを修了した者
- (2) 無料もしくは有料でクライアントを持った経験が 5 人以上ある者
- (3) 有料でコーチを付けた経験のある者

### 4. 申込み方法

- (1) 申込書に必要事項を記載して、所属する所属校校長を通して受験申込みを行う（名古屋校・東京校・浜松校については 直接事務局へお申込みください）
- (2) 申込用紙の提出・試験料入金をもって申込完了となる  
※なお、申込締切日は 実技試験日の 2 週間前までとなります

### 5. 資格認定証について

当協会の理事長は、試験に合格した者を、合格者登録台帳に登録し、合格証書を交付する

### 6. 受験料及び再試験料（税込）

筆記試験及び実技試験：11,000 円

筆記試験のみ：2,600 円

実技試験のみ：8,900 円      \*条件付き合格の場合 条件確認料 8,900 円

※ 再試験の場合も同額

< 振込先 >  
三菱東京 UFJ 銀行 新富町支店  
普通 3692965  
特定非営利活動法人国際コーチ協会

## 7. 申込の取り消し

- (1) 申込締切日までにお申し出ください。  
※受験料をお支払済みの場合は、返金いたしますので金融機関口座をご指定ください。
- (2) 申込締切日以降のキャンセルについては返金できません。

## 8. 試験概要

### (1) 筆記試験 (40 分)

- ① 試験会場：所属する所属校校長が定めた会場。
- ② 試験概要：コーチングに関する学識についての「記述問題」及び「論述問題」
- ③ 注意事項：テキスト、参考資料などの持ち込み 筆記試験中は禁止

### (2) 実技試験 (60 分)

- ① 試験会場：コーチングアカデミー名古屋校及び、東京校
- ② 試験開始時刻：別途指定する時間
- ③ 試験概要：
  - コーチングの説明を論理的に間違いなく、感覚的にも納得でき、コーチングを受けてみたいと思えるか。
  - コーチングの概念を論理的に間違いなく、感覚的にも納得でき、共感することができるか。
  - コーチングスキルが使えるか？
    - 共感して話が聞けるか
    - ペーシングができているか
    - 味方になれているか
    - 自己イメージは小さくないか
    - 心の筋力、興味関心の広げることができているか
    - 心で聞いてほしい場面で心で開けていたか (同様に頭・耳)
    - 承認されたと感じる事ができたか
    - 適切な質問ができていたか  
(肯定否定、未来過去、特定拡大など質問の要素が適切に使われていたか)
    - 目標設定をした場合には「目標は人生の役に立つ」という実感を得られたか
    - やる気がわいた・前向きになれたか
    - 気づき成長が得られたなど、一定の成果を得ることができたか
- ④ 注意事項：コーチングの説明やセッションで使用されている資料やファイルの等の持ち込みは認める。

## 9. 合格判定基準

### (1) 筆記試験

各設問ごとに、80%以上の得点があること

### (2) 実技試験

当協会が定める審査基準に基づき評価し、項目別の評価結果が平均して4段階評価中、3以上あり、かつ、全項目の得点が2以上であること

- (3) 合否発表  
筆記試験及び実技試験ごとに決定し、別途受験者が所属する所属校校長より、  
通知する

## 10. 再試験

- (1) 筆記試験  
期間を問わず、受験者が所属する所属校校長を通して再試験の申込みを行い、  
再試験料の支払い完了後に再試験日程を決定する
- (2) 実技試験  
受験者が所属する各所属校校長を通して再試験の申込みを行い、次回以降に  
実施する実技試験を受けることとする

## 11. 受験要綱の改定

- (1) 受験要綱は、予告無く改定する場合がある
- (2) 受験要綱の改定は、実施する試験の1箇月以上前までに行う